



第 71 期 定 時 株 主 総 会

招 集 ご 通 知

開催日時

2023年 3 月 30 日(木)午後 1 時30分
(受付開始：午後1時)

開催場所

栃木県鹿沼市下日向700番地
当社本社「RD1」センターコート

目 次

招集ご通知
株主総会参考書類
株主総会会場ご案内図

<株主の皆様へ>

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本総会へのご出席を検討されております株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、発熱や風邪の症状、強い倦怠感や息苦しさなどがある場合は、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・ご来場される場合は、マスクの着用、アルコール消毒、検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。37.5度以上の発熱が確認された場合、体調不良と見受けられる場合はご入場をお断りさせていただきます。何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ナカニシ

証券コード7716

証券コード 7716
(発送日)2023年3月14日
(電子提供措置開始日)2023年3月9日

株 主 各 位

栃木県鹿沼市下日向700番地

株式会社ナカニシ

代表取締役社長執行役員 中西 英一

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nakanishi-inc.jp/ir/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<http://d.sokai.jp/7716/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ナカニシ」又は「コード」に当社証券コード「7716」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧閲覧/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月29日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午後1時30分（受付開始：午後1時）
2. 場 所 栃木県鹿沼市下日向700番地
当社本社「RD1」センターコート
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第71期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「新株予約権等の状況」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月30日（木曜日）
午後1時30分（受付開始:午後1時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）
午後5時00分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月29日（水曜日）
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトをQRコードで見本

○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

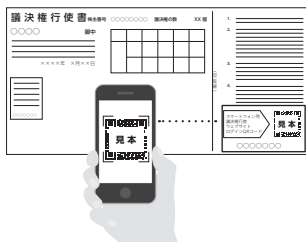
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

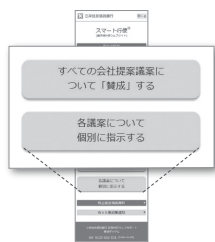
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

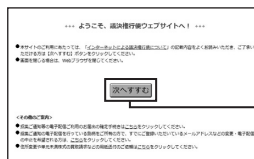
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

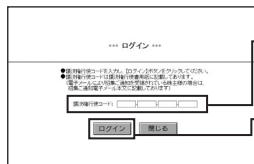
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、コロナ禍後の急速な景気回復に伴う需要の増加による物価の上昇や、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー供給の不安などにより、将来の不確実性は増しております。一方、国内においては、原材料価格の上昇や部品の調達難等により、回復は鈍化しております。このような事業環境の中、3つの事業全て増収となり、また、営業利益も増益となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、48,671百万円（前期比8.5%増）、営業利益は、15,389百万円（前期比11.9%増）、経常利益は、17,646百万円（前期比26.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、12,471百万円（前期比23.4%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

(歯科事業)

歯科事業の売上高については、国内において、前期の歯科医院への政府の感染防止対策給付金の交付の影響による需要の増加による反動により減収となり、また、アジアにおいても前期並みとなりましたが、北米及び欧州で増収となり、前期に比べて増収となりました。利益面についても、前期に比べて増益となりました。

この結果、売上高は、40,926百万円（前期比7.0%増）、セグメント利益は、17,024百万円（前期比9.4%増）となりました。

(外科事業)

外科事業の売上高については、アジアで減収となり、欧州で前期並みとなりましたが、国内

及び北米で増収となり、前期に比べて増収となりました。利益面についても、前期に比べて増収となりました。

この結果、売上高は、3,160百万円（前期比14.4%増）、セグメント利益は、1,571百万円（前期比20.6%増）となりました。

（機工事業）

機工事業の売上高については、アジアで減収となりましたが、国内、北米及び欧州は増収となり、前期に比べて増収となりました。利益面についても、前期に比べて増収となりました。

この結果、売上高は、4,584百万円（前期比19.4%増）、セグメント利益は、1,683百万円（前期比22.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4,058百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

建物及び構築物	新工場	1,946百万円
機械装置	生産用設備	1,274百万円
工具、器具及び備品	金型、検査装置、備品他	195百万円

ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当する事項はありません。

③ 資金調達の状況

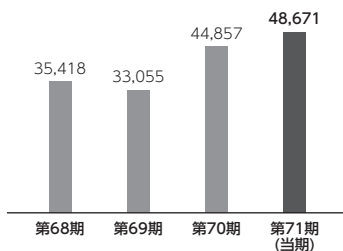
該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 68 期 (2019年12月期)	第 69 期 (2020年12月期)	第 70 期 (2021年12月期)	第 71 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)	35,418	33,055	44,857	48,671
営 業 利 益 (百万円)	9,299	8,542	13,750	15,389
経 常 利 益 (百万円)	9,841	8,627	13,951	17,646
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,102	6,455	10,102	12,471
1 株当たり当期純利益 (円)	81.97	74.49	116.73	145.48
総 資 産 (百万円)	77,536	82,470	94,460	102,154
純 資 産 (百万円)	72,499	76,272	82,919	91,022

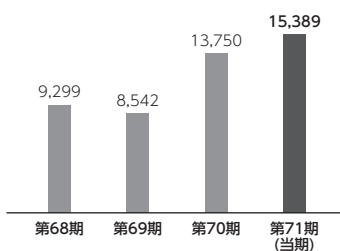
売上高

(百万円)

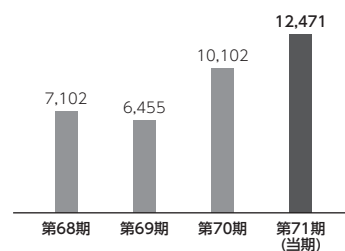


営業利益

(百万円)

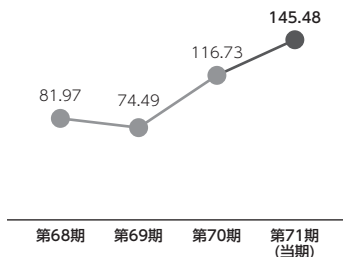


親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



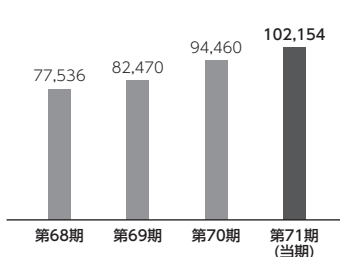
1 株当たり当期純利益

(円)



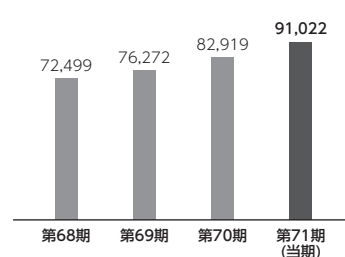
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
NSK-AMERICA CORP.	千ドル 2,050	100%	歯科事業・外科事業・機工事業
NSK EUROPE GmbH	千ユーロ 25	100% (100%)	歯科事業・外科事業
NSK EURO HOLDINGS S.A.	千ユーロ 56	100%	歯科事業・外科事業を営む会社への資本参加
NSK FRANCE S.A.S.	千ユーロ 1,945	100% (70%)	歯科事業
Nakanishi GmbH	千ユーロ 27,351	100%	機工事業を営む会社への資本参加
上海弩速克國際貿易有限公司	千元 11,077	100%	歯科事業・外科事業

注：議決権比率の（ ）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

② 企業結合の成果

連結子会社は、上記重要な子会社6社を含めた16社、持分法適用会社は1社であります。

(4) 対処すべき課題

(1) 長期ビジョン VISION2030

当社は、創業100周年を迎える2030年に向け、デンタル・サージカルのグローバル市場において、革新的「削るテクノロジー」による新製品を次々と生み出し、全世界の人々の健康寿命の延伸に大きく貢献できるONLY ONEの医療機器メーカーになることを目指しています。

当社の長期ビジョンにおける事業展開のキーワードは、「超高齢化」です。超高齢社会において、『健康寿命の延伸』が最重要課題であり、その解は『歯の健康』と『体の健康』にあります。また、超高齢化により『労働人口の減少』が、日本、欧州、中国などの経済成長のボトルネックになりつつあり、その解の一つは「工場の自動化」にあると考えています。

これらの3つの大きな社会ニーズに対して、ナカニシの“革新的「削るテクノロジー」”により、3つの事業分野（デンタル、サージカル、機工）で、革新的な新製品とサービスを生み出し、大きく社会に貢献し、企業価値を高めて参ります。

(2) 中期経営計画 NV2025+

当社は、長期ビジョンVISION2030に基づき、持続的な成長を実現するために、2020年より中期経営計画NV2025（2020年～2025年）をスタートさせております。NV2025では、以下の重点施策を推進しています。

1.デンタル事業のグローバル市場における戦略的拡大

- ・デンタル用回転機器の競争力を強化。シェアNo.1の堅持と拡大
- ・インプラント関連・オーラルハイジーン関連の製品ラインアップ強化とシェア拡大
- ・需要拡大する滅菌・メンテナンス用機器のシェア拡大
- ・米州・中国市場での事業拡大、欧州市場のシェア底上げ
- ・グローバルアフターサービス体制の充実
- ・部品・消耗品等、ライフサイクル事業の拡大
- ・ブランド力と販売力のさらなる強化

2.超高齢化のニーズに応える新規事業の育成

- ・サージカル事業の製品ポートフォリオを拡大
- ・外部経営資源の活用

3.スピーディな開発とダントツのコスト競争力を実現する経営基盤づくり

- ・グローバル展開に最適な開発・生産体制の構築
- ・グローバル薬事体制の強化・クラスⅢ品質マネジメントシステムへの対応
- ・サプライチェーンの改革（新ERP導入）

また、コロナ禍以降、世界シェアが更に拡大し、足元の業績が計画以上に伸ばしたことから、計画策定時から円安が進行したことにより為替の前提が変動したことから、2022年8月に中計ローリングプランNV2025+を策定しました。収益目標を上方修正するとともに、「ROE」「総還元性向」「手元流動性比率」の目標値を新たに設定し、資本効率も重視する経営への進化を明確にしました。

<中期経営計画「NV2025+」収益目標及び指標>

売上高	550億円	ROE	11%
営業利益	165億円	総還元性向	50%
営業利益率	30%	手元流動性比率	12カ月

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

歯科医療用機器・外科医療用機器の開発・製造・販売
一般産業用機器の開発・製造・販売

(6) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

名	称	所	在	地	
本	社	工	場	栃木県鹿沼市	
A	1	工	場	栃木県鹿沼市	
東	京	事	務	所	東京都台東区
大	阪	事	務	所	大阪市北区

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
歯科事業	729 (190) 名	73名増 (18名減)
機工事業	242 (27)	122名増 (1名増)
外科事業	112 (17)	8名増 (1名減)
全社 (共通)	395 (10)	36名増 (2名減)
合計	1,478 (244)	239名増 (20名減)

注1：使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

注2：全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,004 (244) 名	98名増 (20名減)	40.6歳	10.8年

注：使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社足利銀行	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 375,000,000株
- ② 発行済株式の総数 94,259,400株
- ③ 株主数 5,630名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,896千株	9.3%
ナカニシE&N株式会社	4,530千株	5.3%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,514千株	5.3%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	3,618千株	4.2%
株式会社オフィスナカニシ	3,120千株	3.7%
公益財団法人NSKナカニシ財団	3,021千株	3.5%
中 西 英 一	2,814千株	3.3%
中 西 賢 介	2,806千株	3.3%
中 西 崇 介	2,781千株	3.3%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,581千株	3.0%

注1：当社は、自己株式を9,105,053株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

注2：持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の氏名等 (2022年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	中 西 英 一	NSK EURO HOLDINGS S.A. 代表取締役社長
代表取締役副社長執行役員	中 西 賢 介	NSK EURO HOLDINGS S.A. 取締役
取締役専務執行役員	鈴 木 正 孝	サージカル事業、歯科東アジア・オセアニア営業担当
取 締 役	野 長 瀬 裕 二	摂南大学経済学部 教授 摂南大学地域総合研究所 所長 株式会社川金ホールディングス 社外取締役 一般社団法人首都圏産業活性化協会 会長
取 締 役	荒 木 由 季 子	国立大学法人長岡技術科学大学経営協議会委員(非常勤) 富士製薬工業株式会社 社外取締役 一般社団法人日本生活支援工学会 評議員
監 査 役 (常 勤)	豊 玉 英 樹	国立研究開発法人科学技術振興機構(JST) 開発主幹 株式会社エヌエフホールディングス 社外取締役
監 査 役	澤 田 雄 二	宇都宮中央法律事務所 所長 滝沢ハム株式会社 社外監査役 株式会社カワチ薬品 社外監査役
監 査 役	馬 来 義 弘	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 事業プロデューサー 国立大学法人横浜国立大学 監事

注1：取締役 野長瀬裕二及び荒木由季子の両氏は、社外取締役であります。

注2：監査役 豊玉英樹、澤田雄二、馬來義弘の3氏は、社外監査役であります。

注3：当社は、野長瀬裕二、荒木由季子、豊玉英樹、澤田雄二及び馬來義弘の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注4：監査役 澤田雄二氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約による損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険により補填されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容に決定する方針等

当社は、2021年2月12日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。取締役の報酬は、固定報酬と株式報酬から構成されており、固定報酬は各取締役の職責や執行の状況及び会社の業績や経済情勢を考慮のうえ決定しております。また、株式報酬は、社外取締役を除く取締役に対して、各取締役が在位する役職に応じて一定数の新株予約権を付与しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会にて決議された金額の範囲内で、代表取締役社長執行役員中西英一に決定を一任しております。なお、取締役会による一任の決議は毎年行うこととしております。

【ご参考】

なお、当社は2023年2月9日開催の取締役会において、本総会にお諮りしている第3号議案をご承認いただくことを条件として、以下のとおり新たな決定方針を決議いたしました。

<基本方針>

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益を鑑みた報酬体系とする。個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針し、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成する。また、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみとする。

1.固定報酬に関する方針

固定報酬は、各取締役の職責や執行の状況及び会社の業績等を総合的に勘案して決定する。

2.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、各取締役の職責に応じた目標の執行状況（業績指標）に基づき決定する。

3.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬で構成し、付与数は役位、職責等に基づき決定する。

4.報酬等の割合に関する方針

報酬等の割合については、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

5.報酬等の付与時期や条件に関する方針

各方針に基づき、固定報酬は毎月支給し、業績連動報酬は年1回支給する。株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬は年1回付与する。

6.報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が審議を行い、その答申を得たうえで取締役会から委任を受けた代表取締役社長執行役員が決定する。

八、当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	266,106 (13,149)	219,974 (13,149)	－ (－)	46,132 (－)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	18,750 (18,750)	18,750 (18,750)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計	284,856	238,724	(－)	46,132	9

注1：取締役の報酬限度額は、2007年3月28日開催の第55期定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。また、2010年3月30日開催の第58期定時株主総会において、上記報酬限度額内にて取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬として新株予約権を発行することにつき決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

注2：監査役の報酬限度額は、2017年3月30日開催の第65期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

注3：取締役会は、代表取締役社長執行役員中西英一に対し、株主総会にて決議された金額の範囲内における各取締役の固定報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の成果や活動状況を適切に把握、判断するには代表取締役社長執行役員が最も適していると判断した為です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役 野長瀬裕二氏は、摂南大学経済学部の教授、摂南大学地域総合研究所の所長、株式会社川金ホールディングスの社外取締役及び一般社団法人首都圏産業活性化協会の会長を兼務しております。なお、当社とこれらの法人等との間に特別の関係はありません。
- ・取締役 荒木由季子氏は、国立大学法人長岡技術科学大学の経営協議会委員(非常勤)、富士製薬工業株式会社の社外取締役及び一般社団法人日本生活支援工学会の評議員を兼務しております。なお、当社とこれらの法人等との間に特別の関係はありません。
- ・監査役 豊玉英樹氏は、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の開発主幹及び株式会社エヌエフホールディングスの社外取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの法人等との間に特別の関係はありません。
- ・監査役 澤田雄二氏は、宇都宮中央法律事務所の所長、滝沢ハム株式会社及び株式会社カワチ薬品の社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの法人等との間に特別の

関係はありません。

- ・ 監査役 馬來義弘氏は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の事業プロデューサー及び国立大学法人横浜国立大学の監事を兼務しております。なお、当社とこれら法人との間に特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (8回開催)		監査役会 (6回開催)	
	出席回数	出席率 %	出席回数	出席率 %
取締役 野長瀬 裕 二	8	100	—	—
取締役 荒 木 由季子	8	100	—	—
監査役 豊 玉 英 樹	8	100	6	100
監査役 澤 田 雄 二	8	100	6	100
監査役 馬 来 義 弘	8	100	6	100

注：取締役会については、このほかに書面決議を4回行っております。

b. 活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 取締役 野長瀬裕二氏は、学者として企業活動についての研究を専門としていることから、企業経営に関し高い見識を有しており、取締役会において経営全般に対する発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・ 取締役 荒木由季子氏は、長年にわたり行政に携わった豊富な経験と、サステナビリティ等に関する幅広い知見を有しており、取締役会において経営全般に対する発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・ 監査役 豊玉英樹氏は、企業集団経営における豊富な経験や見識を活かし、取締役会及び監査役会において、経営全般に対する発言を行っております。
- ・ 監査役 澤田雄二氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、適宜適切な発言を行っております。
- ・ 監査役 馬來義弘氏は、公益法人において要職を歴任した豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会及び監査役会において、適宜適切な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人に支払うべき報酬等の額は、以下のとおりであります。

	支 払 額
1. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38,317千円
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
3. 会社及び子会社が支払うべき金銭等の合計額	38,317千円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、1. の金額には、これらの合計額を記載しております。

注2：監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

- ⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算書類監査の状況
当社の重要な子会社のうち4社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

①当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、適正・適切に行われる体制を構築し維持するため、コンプライアンス重視の企業経営を行います。また、当社グループの取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する啓蒙活動等を行うことにより、コンプライアンスに対する意識が醸成される社内風土作りに努めます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関する取扱いは、「文書管理規程」に則り適切に保存し、管理いたします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスクを評価しリスク管理の徹底を図るため、「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理いたします。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に則った権限委譲を積極的に行い、それぞれの事案の責任者が意思決定のルールに基づいて業務を執行いたします。

⑤当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、グループ全体の企業価値向上のため「関係会社管理規程」等に則り、連携を密にし、当社が子会社に対して適切な管理・指導を行い、グループ全体の業務の適正化を図ります。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の意向を尊重し、必要に応じた人員を配置いたします。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に配置した人員の異動、評価等については、監査役の意見を尊重することといたします。

⑧監査役への報告に対する体制

当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、遅滞なく当社の監査役又は監査役会に対して報告を行うことといたします。

⑨監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底いたします。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることといたします。

⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程等を把握するため取締役会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧し、また、各取締役とも情報交換を行い、報告連絡が十分機能する体制を整えます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取組み

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、コンプライアンス行動指針の周知浸透を推進する取組みを展開しました。

②財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社グループの財務報告に重要な影響を及ぼす内部統制の評価、重要な事業拠点の業務プロセスの評価を実施し、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

③内部監査体制

内部監査規程に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。また、監査役、内部監査部門及び会計監査人は情報交換、意見交換を行うなど適宜連携を図り、監査機能の向上に努めました。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	62,549,596	流動負債	9,847,300
現金及び預金	34,992,939	買掛金	1,535,530
受取手形	89,402	短期借入金	100,000
売掛金	6,017,059	1年内返済長期借入金	21,843
有価証券	1,186,445	未払法人税等	2,764,786
金銭の信託	2,014,230	賞与引当金	983,394
商品及び製品	7,167,378	その他	4,441,744
仕掛品	4,799,134	固定負債	1,284,503
原材料及び貯蔵品	4,317,667	長期借入金	358,957
その他	2,056,477	退職給付に係る負債	162,065
貸倒引当金	△ 91,139	繰延税金負債	579,708
固定資産	39,604,863	その他	183,772
有形固定資産	17,628,506	負債合計	11,131,804
建物及び構築物	18,111,280	純資産の部	
機械装置及び運搬具	9,359,239	株主資本	86,382,977
工具、器具及び備品	5,707,895	資本金	867,948
土地	2,205,232	資本剰余金	1,180,482
建設仮勘定	720,395	利益剰余金	93,628,490
減価償却累計額	△ 18,475,536	自己株式	△ 9,293,944
無形固定資産	4,073,168	その他の包括利益累計額	4,354,565
ソフトウェア	704,589	その他有価証券評価差額金	1,403,982
ソフトウェア仮勘定	273,378	為替換算調整勘定	2,950,583
のれん	2,696,223	新株予約権	278,685
その他	398,977	非支配株主持分	6,427
投資その他の資産	17,903,188	純資産合計	91,022,656
投資有価証券	6,853,855	負債純資産合計	102,154,460
関係会社株式	6,055,110		
保険積立金	1,843,468		
退職給付に係る資産	7,152		
繰延税金資産	1,923,315		
その他	1,221,819		
貸倒引当金	△ 1,532		
資産合計	102,154,460		

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		48,671,452
売上原価		17,449,753
売上総利益		31,221,698
販売費及び一般管理費		15,832,469
営業利益		15,389,229
営業外収益		
受取利息	102,448	
受取配当金	638,780	
保険解約返戻金	226,120	
補助金収入	35,927	
持分法による投資利益	812,454	
為替差益	610,939	
雑収入	202,941	2,629,610
営業外費用		
支払利息	2,761	
金銭の信託運用損	282,091	
支払手数料	13,757	
雑損	73,667	372,277
経常利益		17,646,562
特別利益		
固定資産売却益	70,157	70,157
特別損失		
固定資産売却損	40,653	
固定資産除却損	4,189	
減損損	374,668	419,511
税金等調整前当期純利益		17,297,208
法人税、住民税及び事業税	5,494,590	
法人税等調整額	△ 670,669	4,823,920
当期純利益		12,473,287
非支配株主に帰属する当期純利益		1,747
親会社株主に帰属する当期純利益		12,471,540

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年1月1日 期 首 残 高	867,948	1,180,482	84,765,333	△ 6,793,803	80,019,961
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 3,608,383		△ 3,608,383
親会社株主に帰属する当期純利益			12,471,540		12,471,540
自己株式の取得				△ 2,500,140	△ 2,500,140
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)					
連結会計年度中の 変動額 合 計	—	—	8,863,157	△ 2,500,140	6,363,016
2022年12月31日 期 末 残 高	867,948	1,180,482	93,628,490	△ 9,293,944	86,382,977

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 換 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2022年1月1日 期 首 残 高	1,843,974	819,197	2,663,172	232,552	3,786	82,919,473
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 3,608,383
親会社株主に帰属する当期純利益						12,471,540
自己株式の取得						△ 2,500,140
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)	△ 439,991	2,131,385	1,691,393	46,132	2,640	1,740,165
連結会計年度中の 変動額 合 計	△ 439,991	2,131,385	1,691,393	46,132	2,640	8,103,182
2022年12月31日 期 末 残 高	1,403,982	2,950,583	4,354,565	278,685	6,427	91,022,656

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,793,698	流動負債	7,052,490
現金及び預金	19,162,578	買掛金	829,448
受取手形	89,402	短期借入金	100,000
売掛金	5,724,922	未払金	1,548,265
有価証券	1,186,445	未払費用	674,818
商品及び製品	3,945,668	未払法人税等	2,460,253
仕掛品	4,525,913	賞与引当金	983,394
原材料及び貯蔵品	3,846,358	前受金	279,661
前渡金	23,144	預り金	176,618
前払費用	253,081	その他の	30
未収消費税等	964,998	固定負債	159,984
その他の	91,484	退職給付引当金	25,184
貸倒引当金	△ 20,300	その他の	134,800
固定資産	37,276,310	負債合計	7,212,475
有形固定資産	14,424,473	(純資産の部)	
建物	9,192,285	株主資本	68,174,865
構築物	584,555	資本金	867,948
機械及び装置	2,196,265	資本剰余金	1,180,482
車両運搬具	2,525	資本準備金	1,163,548
工具、器具及び備品	400,905	その他資本剰余金	16,934
土地	1,341,397	利益剰余金	75,420,378
建設仮勘定	706,539	利益準備金	65,300
無形固定資産	894,590	その他利益剰余金	75,355,078
ソフトウェア	648,888	別途積立金	59,090,000
ソフトウェア仮勘定	242,693	繰越利益剰余金	16,265,078
その他の	3,008	自己株式	△ 9,293,944
投資その他の資産	21,957,246	評価・換算差額等	1,403,982
投資有価証券	6,853,140	その他有価証券評価差額金	1,403,982
関係会社株式	7,062,318	新株予約権	278,685
出資金	1,047	純資産合計	69,857,533
関係会社長期貸付金	5,089,034	負債純資産合計	77,070,009
保険積立金	1,796,799		
繰延税金資産	1,330,249		
その他の	72,954		
貸倒引当金	△ 248,299		
資産合計	77,070,009		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		34,446,254
売上原価		15,512,621
売上総利益		18,933,632
販売費及び一般管理費		8,164,994
営業利益		10,768,637
営業外収益		
受取利息	111,474	
有価証券利息	47,820	
受取配当金	3,997,063	
生命保険解約返戻金	226,120	
為替差益	676,819	
補助金収入	35,927	
雑収入	124,651	5,219,877
営業外費用		
支払利息	399	
支払手数料	13,757	
金銭信託運用損	192,229	
貸倒引当金繰入額	109,200	
雑損	8,027	323,614
経常利益		15,664,901
特別利益		
固定資産売却益	3,070	3,070
特別損失		
固定資産除却損	3,886	
関係会社株式評価損	238,761	
減損損失	374,668	617,316
税引前当期純利益		15,050,654
法人税、住民税及び事業税	3,793,240	
法人税等調整額	△ 506,686	3,286,554
当期純利益		11,764,100

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2022年1月1日 期首残高	867,948	1,163,548	16,934	1,180,482	65,300	59,090,000	8,109,361	67,264,661	△6,793,803	62,519,288
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△3,608,383	△3,608,383		△3,608,383
当期純利益							11,764,100	11,764,100		11,764,100
自己株式の取得									△2,500,140	△2,500,140
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	8,155,717	8,155,717	△2,500,140	5,655,576
2022年12月31日 期末残高	867,948	1,163,548	16,934	1,180,482	65,300	59,090,000	16,265,078	75,420,378	△9,293,944	68,174,865

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等		
2022年1月1日 期首残高	1,843,974	1,843,974	232,552	64,595,816
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△3,608,383
当期純利益				11,764,100
自己株式の取得				△2,500,140
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△439,991	△439,991	46,132	△393,859
事業年度中の変動額合計	△439,991	△439,991	46,132	5,261,716
2022年12月31日 期末残高	1,403,982	1,403,982	278,685	69,857,533

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

株式会社ナカニシ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 斎 裕 二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三 辻 雅 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカニシの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカニシ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

株式会社ナカニシ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 斎 裕 二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 辻 雅 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカニシの2022年1月1日から2022年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月8日

株式会社ナカニシ 監査役会

社外監査役(常勤) 豊玉英樹 ㊟

社外監査役 澤田雄二 ㊟

社外監査役 馬來義弘 ㊟

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、事業基盤の強化や成長領域への投資を適正かつ積極的に推進しつつ、株主様への利益還元をバランスよく行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、内部留保にも意を用いて、1株につき24円とさせていただきたいと存じます。これにより、2022年9月30日にお支払いしております中間配当金（1株につき22円）と合わせまして、当期の年間配当金は1株につき46円となります。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円

なお、この場合の配当総額は2,043,704,328円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月31日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

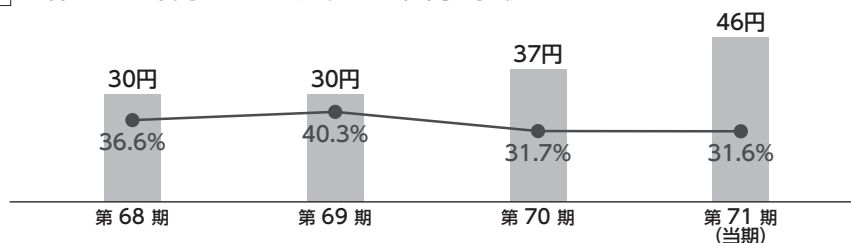
① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 12,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 12,000,000,000円

ご参考 1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移 ■ 1株当たり年間配当金 ● 連結配当性向



取締役1名選任の件

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、新たに独立社外取締役として取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者名	略歴、地位及び重要な兼職の状況
しおみ ちか 汐見 千佳	1995年4月 富士フィルター工業株式会社 入社 2001年3月 同社 取締役 2003年6月 同社 常務取締役 2003年10月 同社 取締役副社長 2006年3月 同社 代表取締役社長（現任） 2014年9月 日本液体清澄化技術工業会 理事（現任） 2019年11月 中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 取引問題小委員会委員 2020年6月 中小企業政策審議会 基本問題小委員会制度設計ワーキング 委員
新任	社外
独立	
生年月日	1972年6月17日生
所有する当社株式の数	0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

汐見千佳氏は、グローバルに事業を展開するメーカーの経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営全般に対して多様な視点を活かした助言等をいただく事を期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 汐見千佳氏は社外取締役候補者であります。
3. 汐見千佳氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は独立役員として同取引所に届出る予定であります。
4. 当社は、汐見千佳氏が選任された場合には、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成、並びに各人に期待する専門性・バックグラウンド（スキルマトリックス）は以下のとおりです。

	氏名	企業経営	グローバル	生産製造	研究開発	営業マーケティング	財務会計	法務コンプライアンス	ESGサステナビリティ
取締役	中西 英一	○	○	○	○	○			○
	中西 賢介	○	○	○	○	○			
	鈴木 正孝	○	○		○	○	○	○	○
	野長瀬裕二	○		○	○	○	○		○
	荒木由季子	○	○			○		○	○
	汐見 千佳	○	○	○		○			
監査役	豊玉 英樹	○	○	○	○	○			
	澤田 雄二	○					○	○	
	馬来 義弘	○		○	○			○	○

取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年3月28日開催の第55期定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、2010年3月30日開催の第58期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を上記の報酬枠の範囲内で発行することについて、それぞれご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記報酬枠の範囲内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（本議案の承認を条件とした変更後の方針をいいます。なお、当該方針の内容は、15頁をご参照ください）その他諸般の事情を考慮し

で決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

栃木県鹿沼市下日向700番地
当社本社「RD1」センターコート
電話 0289-64-3380



◆ 駐車場のご案内

- ・ お車でご越しの株主様は、ご案内図記載の駐車場をご利用ください。
- ・ お体の不自由な方は会場に近い駐車場をご案内いたしますので、正面ゲートにお越しください。